官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十一条の規定に基づき、特定社会基盤事業者の指定を解除する件（経済産業八二）　一
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（同八三）　一
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁四四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産八七二～八九五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八〇九、八一〇）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　財務省　運輸安全委員会　最高裁判所　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
文教
令和四年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（理科）に係る解答の訂正について（文部科学省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
戸籍が滅失した件（法務省告示配一〇四）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八
三八

法規的告示

○経済産業省告示第八十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条の規定に基づき、次に掲げる者の特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条後段において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一(一)　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所
auフィナンシャルサービス株式会社　東京都港区西新橋二丁目三番一号
(二)　特定社会基盤事業の種類
包括信用購入あっせんの業務を行う事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の当該指定の日
令和七年七月三十一日
(四)　特定社会基盤事業者の指定の解除をした日
令和八年七月一日
二(一)　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所
株式会社ＮＴＴドコモ　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
(二)　特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類
包括信用購入あっせんの業務を行う事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた日
令和八年七月一日

その他告示

○金融庁告示第四十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二日

金融庁長官　伊藤　豊

一　登録番号　関東財務局長（電代）第七十五号
電子決済等代行業者名　みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区神田錦町二丁目三番地
登録年月日　令和二年五月二十九日
失効年月日　令和八年四月一日
二　登録番号　関東財務局長（電代）第七十一号
電子決済等代行業者名　日本ジェンパクト・ビジネスサービス株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都江東区豊洲五丁目五番十三号
登録年月日　令和二年五月二十九日
失効年月日　令和八年四月一日
三　登録番号　関東財務局長（電代）第八十九号
電子決済等代行業者名　ＷｅａｌｔｈＰａｒｋ株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都渋谷区東三丁目十四番十五号ＭＯビル二階
登録年月日　令和三年八月十日
失効年月日　令和八年四月三十日

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字乙ケ渕二一一二の六〇、二一一二の六三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父郡小鹿野町般若字高指二五一七の一、二五一八の一、二五三二、二五三四の一、二五三六の一、二五三八、二五三九、二五四三、二五四八の一から二五四八の三まで、二五四九、二五五二の一、二五五四の一、二五五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高指二五一八の一・二五三四の一・二五三六の一・二五三八・二五三九・二五四三・二五四八の一・二五四八の二・二五四九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県登米市津山町柳津字石貝一二九の一、一二九の二、字黄牛深畑一五九の一七九、一五九の一八〇、一五九の一八六、一五九の一八八、一五九の一九〇、一五九の一九二、一五九の一九三、一五九の二二一、一五九の二二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢虚空蔵五一の二、字草木沢小田裏一四の一、一五の一、一五の三、一五の九、一五の一二、一五の四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県石巻市水沼字板橋五九、六〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡富士河口湖町精進字大窪二六二の一八、字他手合三六四の内二、三六四の内三、三六四の二、三六四の六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字他手合三六四の内二・三六四の内三・三六四の二・三六四の六一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡富士河口湖町西湖字大輪山二一七八の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字満留尾二一二三・二一二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一二三の内、二一二四、二一三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大輪山二一七八の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字満留尾二一二三・二一二四・二一二五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡道志村字谷相七八九五の内六（次の図に示す部分に限る。）、七八九五の内一六、七八九五の五五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷相七八九五の内六・七八九五の内一六・七八九五の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町身延字上ノ山四二一〇（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市穂坂町上今井字屋敷尻一五七〇の三、字中組一四一六、一四二〇の一、字天白一〇六六の五、一〇六八の二、一〇七六の四、一〇七七、一〇八〇の二、一〇八三から一〇八五まで、一〇九三の一、一〇九三の二、一〇九四、一〇九五、一〇九七、一一〇〇、一一〇一、一一〇二の一、一一〇二の二、一一〇三、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九から一一一二まで、字湯の沢二二四七の一、二二四八、二二四九の一、二二五〇の一、二二五四の一、字湯之沢一二五六の一から一二五六の三まで、一二六〇、一二六三、一二六七、一二六八、一二七〇の一、一二七二、字梅の久保二二七八の一、二二八一の一、二二八二の一、二二八三の一、二二八三の二、二二八五の二、字鳩打場一二三一、一二三七から一二三九まで、一二四五の一、一二四七、一二四九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字屋敷尻一五七〇の三・字中組一四一六・一四二〇の一・字湯の沢二二四七の一・二二四八・二二四九の一・二二五〇の一・二二五四の一・字湯之沢一二五六の二・一二六〇・一二六三・一二六七・一二六八・一二七〇の一・一二七二・字梅の久保二二七八の三・二二八一の一・二二八二の一・二二八三の一・二二八三の二・二二八五の二・字鳩打場一二三一・一二三七・一二三八・一二四五の一・一二四七・一二四九（以上二十八筆について次の図に示す部分に限る。）、字天白一〇六六の五・一〇六八の二・一〇七六の四・一〇七七・一〇八〇の二・一〇八三・一〇八四・一〇九三の一・一〇九三の二・一〇九四・一〇九五・一〇九七・一一〇〇・一一〇二の一・一一〇二の二・一一〇三・一一〇八の一・一一〇八の二・一一〇九・一一一〇（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中和仁字西山八四五・八四七の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山八四八（次の図に示す部分に限る。）、八四五、八四七の六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字折立五〇六の二、五二五
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡錦町大字木上南字大平五、六の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平五・六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字辺田見字山下七四五の二・七四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字山神八四六の八五、八四六の九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下七四五の二、七四八、字山神八四六の八五・八四六の九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市三角町三角浦字石場九四三、九五一、九五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石場九四三・九五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山一の七、一の五四、一の五七、一の五九、一の六一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字津留字前瞽荒三一三九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字神瀬乙字箙瀬一三三の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字箙瀬一三三の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市西町字上長尾一一九七、一一九九、字長谷一二〇三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上長尾一一九七・一一九九・字長谷一二〇三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町大西字ニガノモト一八〇二、一八〇三、字ヒツキリ一八二六、一八三〇、一八三二、字ミヤガナロ一八三三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町用居字ヲヲアレ丙四一六、字四十九丙六九九の二、丙七〇〇の一二、字コバミ丙一〇九一の一、字クワノキノモト丙一二五三の二、字アサフン丙一二六一の一、字フ子ノナロ丙一三〇九の一、吉ケ成字ナガ荒八二〇の一、八二一の二、成川字山柿八〇〇、字下タヌタノモト八七五、字ツル井八七九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市斧積字入道川山一二一一の四、一二一一の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県香美市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(一)　指定の目的　水源の涵養

(二)　指定施業要件

(三)

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町用呂字曽崎二二四の二、二二五、二二七、字山根一〇三七、字平山一〇六七、一〇九四、一一〇〇、一一〇五、一一四二の二、一一四四、一一四八、一一四九の一、一一五〇から一一五二まで、字溝上一一五三、一一五六、一一五九、一一六一、一一八〇、一一八一、一一八六、一一九八、一二〇三、一二〇七、一二〇八、一二一三、一二一四、一二一七、一二一八、一二四六、字家平一二八五、一二八六、一二九二の一、字五反田一三三〇、一三三一、一三三三の一、字下山一三四四、一三四五、一三四七、一三四八の一から一三四八の五まで、一三五〇、一三五二、一三五三の一、一三五四の一から一三五四の三まで、一三五五の一、一三五六の一から一三五六の三まで、一三五七、一三六〇、一三六一、一三六三、一三六六、字家平山一三七五、一三七六、一三七七の一、一三七八の一、一三七九の一、一三八〇の一、一三八一、一三八七、一三九〇、一三九五、一三九六、一三九九、一四〇二、字八東谷一四〇五、一四〇七、一四〇九、一四一六から一四二一まで、一四二六から一四三二、一四三四、一四三七、一四三八、字蔵田一四三九から一四四一まで、一四四五の一、一四四六、一四四八、一四五〇から一四五五まで、一四五六の一、一四五六の二、一四五七、一四六〇から一四六四まで、一四六七から一四六九まで、字岩井谷一四七二、一四七三、一四七六の一、一四七六の二、一四七七から一四八一まで、一四八四、一四八五、一四八七、一四八八、一四九一、一四九三、一四九六、一四九七、一四九九から一五〇一まで、一五〇三、一五〇七、一五〇九、一五一〇、一五一一の一、一五一二の一から一五一二の三まで、一五一三、字丸尾一五一七、一五一八、一五一九の一から一五一九の六まで、一五二〇から一五二四まで、一五二六から一五三〇まで、一五三一の一、一五三二、一五三三の一、一五三三の二、一五三四、一五三五、一五三六の一、一五三六の二、一五三七から一五四〇まで、一五四二の一、一五四二の二、一五四六、一五四八、一五五一、一五五五、字長林一五五七から一五五九まで、一五六二、一五六八の一、一五六八の二、一五六九の一、一五六九の二、一五七〇、一五七一、一五七二の一、一五七二の二、一五七八、一五八〇、一五八二、一五八六、中字二ケ口五七六、字八丁五八六、六一三、字上山根七七〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県江田島市江田島町の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百九十六号で指定した長谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 16′ 05.6416″	132° 28′ 51.3060″
2	34° 16′ 05.3562″	132° 28′ 51.7066″
3	34° 16′ 04.3329″	132° 28′ 51.9200″
4	34° 16′ 03.5935″	132° 28′ 52.9941″
5	34° 16′ 01.3417″	132° 28′ 52.9764″
6	34° 16′ 01.1774″	132° 28′ 52.2089″
7	34° 16′ 01.6920″	132° 28′ 51.9714″
8	34° 16′ 02.9632″	132° 28′ 52.2875″
9	34° 16′ 03.5245″	132° 28′ 51.8525″
10	34° 16′ 04.6863″	132° 28′ 50.2215″

○国土交通省告示第八百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

流尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（平成八年建設省告示第千六百八十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

京都府福知山市字正後寺　一四五番一から一四五番四まで

小字松尾　九番一から九番三まで

小字流尾　一一番

ロ　京都府福知山市字正後寺の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成八年建設省告示第千六百八十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 14′ 52.4928″	135° 12′ 19.0221″
2	35° 14′ 52.1644″	135° 12′ 20.1392″
3	35° 14′ 52.1995″	135° 12′ 21.3251″
4	35° 14′ 51.9849″	135° 12′ 22.4127″
5	35° 14′ 52.3680″	135° 12′ 23.4889″
6	35° 14′ 51.1629″	135° 12′ 23.3529″
7	35° 14′ 49.9112″	135° 12′ 24.1720″
8	35° 14′ 48.2085″	135° 12′ 25.1227″
9	35° 14′ 46.5385″	135° 12′ 25.8871″
10	35° 14′ 45.8312″	135° 12′ 27.7745″
11	35° 14′ 46.3073″	135° 12′ 29.8612″
12	35° 14′ 45.6475″	135° 12′ 31.7419″
13	35° 14′ 44.4130″	135° 12′ 30.2638″
14	35° 14′ 42.9218″	135° 12′ 29.8325″
15	35° 14′ 42.6390″	135° 12′ 29.6384″
16	35° 14′ 43.4279″	135° 12′ 27.8498″
17	35° 14′ 44.3777″	135° 12′ 26.2997″
18	35° 14′ 45.0775″	135° 12′ 24.9042″
19	35° 14′ 46.2141″	135° 12′ 23.9642″
20	35° 14′ 46.7637″	135° 12′ 23.9252″
21	35° 14′ 47.4058″	135° 12′ 23.3913″
22	35° 14′ 48.0607″	135° 12′ 23.4959″
23	35° 14′ 48.5603″	135° 12′ 23.1317″
24	35° 14′ 48.9132″	135° 12′ 21.7884″
25	35° 14′ 50.0495″	135° 12′ 19.8587″
26	35° 14′ 50.4649″	135° 12′ 19.6938″
27	35° 14′ 52.2828″	135° 12′ 18.8554″

国会事項

衆議院

議案提出

六月三十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

皇室典範等の一部を改正する法律案

議案送付

六月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

予防接種法の一部を改正する法律案

質問書提出

六月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金給付の期日に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

答弁書受領

六月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

六月三十日内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「令和八年度の防災に関する計画」の報告

参議院

議案提出

六月三十日議員から次の議案が提出された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（石川博崇外三名発議）（参第一二号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）

議案受領

六月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

議案受領（予備審査）

六月三十日内閣から次の議案が送付された。

皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

報告書受領

六月三十日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和八年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

人事異動

内閣

日本銀行政策委員会審議委員に任命する

佐藤　綾野

（京都地方裁判所判事補）判事補

林　萌百

願に依り本官を免ずる

（経済産業省大臣官房総括審議官）経済産業事務官

佐々木啓介

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房））に転任させる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房））内閣事務官

茂木　正

経済産業省に出向させる

（国土交通省物流・自動車局付）国土交通技官

永井　啓文

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月三十日）

法務省

（横浜地方検察庁検事）検事　鈴木　郁穂
辞職を承認する（六月三十日）

財務省

松元　崇
国家公務員共済組合連合会理事長に任命する（七月一日）

運輸安全委員会

（事務局首席地方事故調査官）
国土交通技官　沖　竜嗣
辞職を承認する（六月三十日）
（事務局次席地方事故調査官）
国土交通技官　松村　徹
事務局首席地方事故調査官に昇任させる（七月一日）

最高裁判所

千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・松戸簡易裁判所判事　山田　覚己
大阪家庭裁判所判事補に補する
兼ねて大阪地方裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する　青戸　大悟
大阪地方裁判所判事補に補する
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・那覇簡易裁判所判事　赤瀬　柚紀
京都地方裁判所判事補に補する
兼ねて京都家庭裁判所判事補に補する
京都簡易裁判所判事に補する
函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補・函館簡易裁判所判事　佐藤　秀行
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事　森　健児
木更津簡易裁判所判事に補する（以上六月二十九日）

○定年退官
簡易裁判所判事萩原高徳は六月二十五日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事上田卓哉は六月二十六日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事山北学は六月二十八日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カナダの国祭日につき、六月三十日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号、第二十四条の五十第二号の規定により公示する。
令和八年七月二日　金融庁長官　伊藤　豊
貸金業法第二十七条第一項第三号、第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更
次の者が令和8年6月10日付で、公益理事を退任した。

役　職	氏　名
公益理事	増田　悦子

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、公益理事に選任された。

役　職	氏　名
公益理事	坪田　郁子

次の者が令和8年6月10日付で、常任理事を退任した。

役　職	氏　名
常任理事（会長）	倉中　伸

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、常任理事に選任された。

役　職	氏　名
常任理事（会長）	有馬　高司

次の者が令和8年6月10日付で、会員監事を退任した。

役　職	氏　名
会員監事	岡本　強

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、会員監事に選任された。

役　職	氏　名
会員監事	大野　文彦

次の者が令和8年6月10日付で、常任監事を退任した。

役　職	氏　名
常任監事	長谷川　潤

次の者が令和8年6月10日第19回定時総会において、常任監事に選任された。

役　職	氏　名
常任監事	米沢　亮

文教

令和四年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（理科）に係る解答の訂正について

文部科学省において実施した令和四年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験のうち、理科の問九については正答が存在しないことが判明した。このため、当該設問については受験者全員を正答として取り扱い、加点する措置を講じた。その結果、新たに理科の合格となる者及び理科の合格により当該試験が合格となる者が生じている。
ついては、これらの者に該当すると考えられる者は、下記連絡先まで申し出られたい。なお、当該受験者の連絡先が不明であるため、本公示により周知するものである。
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第一係
電話〇三―五二五三―四一一一（代表）

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第６号

静岡県浜松市中央区流通元町１９番３号
清算株式会社　浜静トレーディング株式会社
代表清算人　濵谷郁弥
1　決定年月日　令和８年６月１６日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和８年（ヒ）第７号

静岡県浜松市中央区流通元町１９番３号
清算株式会社　浜静クラフト株式会社
代表清算人　濵谷郁弥
1　決定年月日　令和８年６月１６日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算終結

令和５年（ヒ）第１０１１号

愛知県津島市百島町字観音坊３４番
清算株式会社　塚本商店株式会社
1　決定年月日　令和８年６月１８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.alhinc.jp/

(乙) https://www.alhinc.jp/

(丙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　九十頁（号外第二十九号）

令和八年七月二日

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号

(甲) ＡＬＨ株式会社

代表取締役　畠山　奨二

東京都千代田区神田佐久間河岸七八番地三柴田ビル二Ｆ

(乙) 株式会社ＳＰＳＴ

代表取締役　西田　祐大

神戸市中央区東川崎町一丁目七―四ハーバーランドダイヤニッセイビル

(丙) 株式会社トラストブレイン

代表取締役　畠山　奨二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二日

掲載頁　二頁

令和八年七月二日

東京都千代田区紀尾井町一番三号

(甲) ＬＩＮＥヤフー株式会社

代表取締役　出澤　剛

東京都千代田区紀尾井町一番三号

(乙) ＬＩＮＥヘルスケア株式会社

代表取締役　舛田　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年九月三十日に予定しており、乙の株主総会の承認決議は令和八年九月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.nishio-rent.co.jp/

(乙) http://www.shoji-r.co.jp/

令和八年七月二日

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目一一番一七号

(甲) 西尾レントオール株式会社

代表取締役　西尾　公志

福岡県大野城市山田三丁目一一番一五号

(乙) 株式会社ショージ

代表取締役　中園　克己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ミライエ不動産とします。

効力発生日は令和八年八月八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月二十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

茨城県水戸市西原二丁目一二番一二号

合同会社ミライエ

代表社員　有島　啓寿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

東京都渋谷区神宮前六丁目三五番三号コープオリンピア二二一　合同会社Feliciarc.

代表社員　松本　晃志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社四時舎とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

東京都三鷹市牟礼四丁目一八番地二一号三〇四　合同会社四時舎

代表社員　成田　琢磨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

東京都豊島区高田三丁目一八番一〇号ベストＩＴビル二階　三河デザイン合同会社

代表社員　古田　淳也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社一福とします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

富山県南砺市高儀三一二番地　合同会社一福

代表社員　小野田明子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

岐阜県土岐市泉大富町二一五番地の一〇　合同会社ＲＩＢ

代表社員　奥村　美佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

名古屋市中川区柳川町九番二四号　合同会社ＰＤＩマネジメント

代表社員　橋本　君夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

愛知県稲沢市稲沢町前田二四五番地一エクセルコート一〇二　碧井合同会社

代表社員　樋江井愼祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

北九州市小倉南区朽網東二丁目二七番一二号

社会福祉機構合同会社

代表社員　松尾　直輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二日

福岡県福岡市西区田尻一丁目一〇番二九号

合同会社３Ｄｅ

代表社員　三苫　貴宜

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年八月三日から令和八年十二月三日までの日を払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。減少後の資本金の額は五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十二日

掲載頁　九十一頁（号外第五十一号）

令和八年七月二日

東京都港区港南一丁目六番三四号品川イースト二階

株式会社フーモア

代表取締役　芝辻　幹也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二日

京都府木津川市城山台十丁目三八番地三

株式会社ホットスタッフ木津川

代表取締役　髙杉　佳樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十二日であり、株主総会の決議は、令和八年六月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　六十九頁（号外第九十三号）

令和八年七月二日

大阪市中央区南船場三丁目一番一〇号

大聖株式会社

代表取締役　劉　婷

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二日

兵庫県姫路市御国野町御着六九九番地一

株式会社ホットスタッフ姫路

代表取締役　木村　智宗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二日

奈良県北葛城郡王寺町久度二丁目一三番七号みりおんビル五階

株式会社ホットスタッフ王寺

代表取締役　中森　弘明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二日

岡山市東区西大寺上二丁目四番五八号スクエアパレスⅢ

株式会社ホットスタッフ岡山東

代表取締役　小澤　裕紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二日

大分県中津市大字蛎瀬八五五番地

株式会社ホットスタッフ中津

代表取締役　松本　流征

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千六百六十四万四千二百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　二十七頁

令和八年七月二日

愛知県尾張旭市瀬戸川町二丁目一五六番地

株式会社カナオコーポレーション

代表取締役　林　英樹

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年八月一日です。

令和八年七月二日

福島県郡山市菜根五丁目二一番一〇号

福島県南酒販株式会社

代表取締役　山口　哲行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二日

沖縄県名護市字喜瀬一八〇八番地

ザ・テラスホテルズ株式会社

代表取締役社長　國場　幸伸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百二十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号五十九頁に掲載されています。

令和八年七月二日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

昭島１ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和八年六月十二日掲載の横浜家庭裁判所小田原支部に係る令和八年（家）第三〇八〇号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間満了日は、令和九年二月十五日の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和八年六月二十二日掲載の組織変更公告中、効力発生日「令和八年八月一日」とあるは「令和八年八月八日」、組織変更後の商号「シンキ株式会社」とあるは「株式会社シンキ」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月二日

大阪府池田市畑二丁目一番七号呉羽の里ロードビル二〇一

シンキ合同会社

代表社員　中西　翔一

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年六月三十日目次欄中（原稿誤り）			一八国税通則法第三十四条の四第一項	一二国税通則法第三十四条の四第一項